

宮前区危機管理推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 宮前区における危機管理に係る事項について検討し、施策の充実を図るため、宮前区危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 2 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む）の施策及び施策の進行管理に関すること。
- 3 その他危機管理に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副区長をもって充てる。
- 4 委員は、副区長を除く部長級職員及び総務課長、企画課長、危機管理担当課長をもって充てる。

(職務)

第4条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第5条 推進委員会に、第2条に定める事項の調査及び検討等を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会は各課庶務担当係長で構成するものとし、部会長は危機管理担当課長をもって充てる。
- 3 部会の会議は第4条を準用する。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、危機管理担当において行なう。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成17年1月31日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年5月23日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年6月10日から施行する。